

超サンプル

介護給付費単位数表

ハンドブック(第1版)

(令和元年10月1日 施行版 抜粋)

令和元年8月発表分

株式会社 ケアマネシステム
092-918-1525

(注) 当ハンドブックは抜粋版です。
記載が無いものはWAMネットで発表されているコード表を参照下さい。

目 次

I	居宅サービスコード	
	訪問介護	1
	訪問入浴(予防)	3
	訪問看護	4
	訪問看護(予防)	5
	訪問リハビリテーション(予防)	6
	居宅療養管理指導(予防)	7
	通所介護	8
	通所リハビリテーション	11
	通所リハビリテーション(予防)	18
	短期入所生活介護	19
	短期入所生活介護(予防)	21
	短期入所療養介護	22
	短期入所療養介護(予防)	25
	特定施設入居者生活介護	27
	特定施設入居者生活介護(予防)	28
	福祉用具貸与	29
II	居宅介護支援サービスコード	
	居宅介護支援(予防)	30
III	施設サービスコード	
	介護老人福祉施設	31
	介護老人保健施設	33
	介護療養施設	36
	特定入所者介護サービス費	39
IV	地域密着型サービスコード	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	40
	夜間対応型訪問介護	41
	地域密着型通所介護	42
	認知症対応型通所介護	44
	認知症対応型通所介護(予防)	48
	小規模多機能型居宅介護	50
	小規模多機能型居宅介護(予防)	52
	認知症対応型共同生活介護	53
	認知症対応型共同生活介護(予防)	55
	地域密着型特定施設入居者生活介護	56
	地域密着型介護老人福祉施設入所者	57
	看護小規模多機能型居宅介護	59
	地域密着特定入所者介護サービス費	61

訪問介護

サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
身体介護01	(1)20分未満		166	1回につき
身体01生活1	(1)に引き続き生活援助が中心であるとき	生活援助20分以上45分未満行った場合 166単位+1*66単位	232	
身体01生活2		生活援助45分以上70分未満行った場合 166単位+2*66単位	298	
身体01生活3		生活援助70分以上行った場合 166単位+3*66単位	364	
身体介護02	(1)20分未満 ※頻回の訪問として行う場合		166	
身体02生活1	(1)に引き続き生活援助が中心であるとき	生活援助20分以上45分未満行った場合 166単位+1*66単位	232	
身体02生活2		生活援助45分以上70分未満行った場合 166単位+2*66単位	298	
身体02生活3		生活援助70分以上行った場合 166単位+3*66単位	364	
身体介護1	(2)20分以上30分未満		249	
身体1生活1	(2)に引き続き生活援助が中心であるとき	生活援助20分以上45分未満行った場合 249単位+1*66単位	315	
身体1生活2		生活援助45分以上70分未満行った場合 249単位+2*66単位	381	
身体1生活3		生活援助70分以上行った場合 249単位+3*66単位	447	
身体介護2	(3)30分以上1時間未満		395	
身体2生活1	(3)に引き続き生活援助が中心であるとき	生活援助20分以上45分未満行った場合 395単位+1*66単位	461	
身体2生活2		生活援助45分以上70分未満行った場合 395単位+2*66単位	527	
身体2生活3		生活援助70分以上行った場合 395単位+3*66単位	593	
身体介護3	(4)1時間以上1時間半未満		577	
身体3生活1	(4)に引き続き生活援助が中心であるとき	生活援助20分以上45分未満行った場合 577単位+1*66単位	643	
身体3生活2		生活援助45分以上70分未満行った場合 577単位+2*66単位	709	
身体3生活3		生活援助70分以上行った場合 577単位+3*66単位	775	
身体介護4	(5)1時間半以上2時間未満 577単位 + 1 * 83単位		660	
身体4生活1	(5)に引き続き生活援助が中心であるとき	生活援助20分以上45分未満行った場合 660単位+1*66単位	726	
身体4生活2		生活援助45分以上70分未満行った場合 660単位+2*66単位	792	
身体4生活3		生活援助70分以上行った場合 660単位+3*66単位	858	
身体介護5	(6)2時間以上2時間半未満 577単位 + 2 * 83単位		743	
身体5生活1	(6)に引き続き生活援助が中心であるとき	生活援助20分以上45分未満行った場合 743単位+1*66単位	809	
身体5生活2		生活援助45分以上70分未満行った場合 743単位+2*66単位	875	
身体5生活3		生活援助70分以上行った場合 743単位+3*66単位	941	
身体介護6	(7)2時間半以上3時間未満 577単位 + 3 * 83単位		826	
身体6生活1	(7)に引き続き生活援助が中心であるとき	生活援助20分以上45分未満行った場合 826単位+1*66単位	892	
身体6生活2		生活援助45分以上70分未満行った場合 826単位+2*66単位	958	
身体6生活3		生活援助70分以上行った場合 826単位+3*66単位	1,024	
身体介護7	(8)3時間以上3時間半未満 577単位 + 4 * 83単位		909	
身体7生活1	(8)に引き続き生活援助が中心であるとき	生活援助20分以上45分未満行った場合 909単位+1*66単位	975	
身体7生活2		生活援助45分以上70分未満行った場合 909単位+2*66単位	1,041	
身体7生活3		生活援助70分以上行った場合 909単位+3*66単位	1,107	
身体介護8	(9)3時間半以上4時間未満 577単位 + 5 * 83単位		992	
身体8生活1	(9)に引き続き生活援助が中心であるとき	生活援助20分以上45分未満行った場合 992単位+1*66単位	1,058	
身体8生活2		生活援助45分以上70分未満行った場合 992単位+2*66単位	1,124	
身体8生活3		生活援助70分以上行った場合 992単位+3*66単位	1,190	
身体介護9	(10)4時間以上 577単位 + m * 83単位 (m : 1時間から計算して30分を増すごとのきざみ数)			
身体9生活1	(10)に引き続き生活援助が中心であるとき	生活援助20分以上45分未満行った場合 577単位+ m*83+ 1*66単位		
身体9生活2		生活援助45分以上70分未満行った場合 577単位+ m*83+ 2*66単位		
身体9生活3		生活援助70分以上行った場合 577単位+ m*83+ 3*66単位		
生活援助2	20分以上45分未満		182	
生活援助3	45分以上		224	
通院等乗降介助	通院等乗降介助		98	

・夜	夜間早朝の場合	所定単位数の 25% 加算		1回につき
・深	深夜の場合	所定単位数の 50% 加算		
・2人	2人の介護員等の場合	×200%		
・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	×70%		

特定事業所加算	特定事業所加算(Ⅰ)	所定単位数の 20% 加算		1回につき
	特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の 10% 加算		
	特定事業所加算(Ⅲ)	所定単位数の 10% 加算		
	特定事業所加算(Ⅳ)	所定単位数の 5% 加算		

訪問介護

サービス内容略称		算定項目	合成 単位数	算定単位
共生型	共生型サービス居宅介護1	指定居宅介護事業所(基礎研修課程修了者等)が行う場合	所定単位数の 30% 減算	1月につき
	共生型サービス居宅介護2	指定居宅介護事業所(重度訪問介護研修修了者)が行う場合	所定単位数の 7% 減算	
	共生型サービス重度訪問介護	指定重度訪問介護事業所が行う場合	所定単位数の 7% 減算	
訪問介護	同一建物減算1	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
	同一建物減算2	同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	
	特別地域訪問介護加算	特別地域訪問介護加算	所定単位数の 15% 加算	
	小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき
	中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	
	緊急時訪問介護加算	緊急時訪問介護加算		
	初回加算	初回加算		100
	生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算Ⅰ	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	200
	生活機能向上連携加算Ⅱ	生活機能向上連携加算Ⅱ	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	100
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)所定単位数(単位数合計) 137/1000 加算	1月につき
	介護職員処遇改善加算Ⅱ		(2)所定単位数(単位数合計) 100/1000 加算	
	介護職員処遇改善加算Ⅲ		(3)所定単位数(単位数合計) 55/1000 加算	
	介護職員処遇改善加算Ⅳ		(4) (3)で算定した単位数の 90% 加算	
	介護職員処遇改善加算Ⅴ		(5) (3)で算定した単位数の 80% 加算	
	訪問介護特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)所定単位数(単位数合計) 63/1000 加算	
	訪問介護特定処遇改善加算Ⅱ		(2)所定単位数(単位数合計) 42/1000 加算	

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。